

# 非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減について

## 【制度概要】

解雇・倒産などによる離職（特定受給資格者）や雇止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた雇用保険受給資格者証をお持ちの方は、離職後の負担を軽減することができます。

## 【該当条件】 次の2つ条件すべてを満たす方

- (1) 離職日の時点で64歳以下
- (2) 「雇用保険受給資格者証」の離職コードが11・12・21・22・31・32・23・33・34に該当

離職者区分	離職理由コード	離職理由例
特定受給資格者 (解雇・倒産などによる離職)	1 1	解雇
	1 2	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	2 1	雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
	2 2	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
	3 1	事業主から働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
特定理由離職者 (雇止めなどによる離職)	3 2	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
	2 3	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
	3 3	正当な理由のある自己都合退職
	3 4	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）

## 【軽減内容】

- ・ 離職した方の前年中の給与所得を100分の30とみなして算定します。
- ・ 軽減対象は給与所得のみであり、年金所得、営業所得、農業所得等は軽減対象になりません。
- ・ 軽減後の国保税額が限度額以上の方や、軽減前の所得が一定額以下の方などは、軽減後の保険税に変更がない場合もあります。（例：既に7割軽減の対象世帯など）

## 【軽減期間】

- ・ 離職した翌日の属する月から、翌年度末までの期間となります。
- ・ 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
- ・ 国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象になりますが、会社の健康保険等に参加するなど、国保を脱退すると終了します。国保に再加入する場合は、対象期間内であれば軽減の対象となります。

例	離職日	軽減期間
1	平成27年2月15日	平成27年2月（H26年度）～平成28年3月（H27年度）
2	平成27年9月30日	平成27年10月（H27年度）～平成29年3月（H28年度）
3	平成28年3月31日	平成28年4月（H28年度）～平成30年3月（H29年度）

## 【お手続き】

- ・ 必ず該当条件を確認の上、下記必要書類を持参して館山市役所税務課で手続きをしてください。
- ① ハローワーク（公共職業安定所）で交付された「雇用保険受給資格者証」
- ② 特例対象被保険者等申告書（館山市役所税務課窓口に設置）
- ※②については館山市HP (<http://www.city.tateyama.chiba.jp/>) からダウンロード可能

## 【その他注意点など】

- ・ 離職コードが該当している場合であっても、特例受給資格者（短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける人）は対象となりません。（※特例受給資格者の資格証の上部には、「特」という表示と、オレンジ色のラインがあります。）
- ・ 病気等の理由により、「雇用保険受給資格者証」の交付まで時間がかかってしまう場合は、先に国保に加入しても、後日「雇用保険受給資格者証」を持参し手続きをすれば、離職した翌日の属する月まで遡って軽減の対象となります。
- ・ 前住所地で軽減対象になっていた方も、館山市で再度手続きが必要となります。
- ・ 「雇用保険受給資格者証」以外の書類（例：離職票など）をお持ちいただいても軽減判定はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 雇用保険や離職理由等に関する詳細はハローワーク（公共職業安定所）へお問い合わせください。

## ※雇用保険受給資格者証記載例

（「ハローワークインターネットサービス」参照 <https://www.hellowork.go.jp/>）

（表）

（裏）

## 【お問い合わせ】

- ・ 館山市役所税務課市民税係  
〒294 - 8601 千葉県館山市北条 1145 - 1  
TEL:0470-22-3262
- ・ ハローワーク館山  
〒294 - 0047 千葉県館山市八幡 815 - 2  
TEL:0470-22-2236